

富津市立保育所における保育業務支援システム導入運用業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

保育士業務の負担軽減及び保育の質の向上並びに入所児童の保護者の負担軽減を図るため、富津市立保育所において保育業務支援システムを導入するに当たり、保育所の実情に最も適した保育業務支援システムの導入及び運用・保守業務を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定する。

2 業務概要

(1) 件名

富津市立保育所保育業務支援システム導入運用業務

(2) 履行場所

施設名等	所在地
飯野保育所	富津市下飯野 332 番地 6
吉野保育所	富津市絹 656 番地 2
佐貫保育所	富津市佐貫 143 番地 2
中央保育所	富津市数馬 579 番地
竹岡保育所	富津市竹岡 403 番地 1
金谷保育所	富津市金谷 2221 番地 1
峰上保育所	富津市上後 305 番地
保育課	富津市下飯野 2443 番地

(3) 履行期間等

ア 履行期間

契約締結日から保育業務支援システム運用開始後 5 年間

イ 保育業務支援システム運用開始期限

令和 7 年 2 月 1 日まで

(4) 業務内容等

別紙「富津市立保育所保育業務支援システム導入運用業務仕様書」のとおり

(5) 提案上限額

ア 総額 21,357 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（内訳）

・導入費用

保育業務支援システム環境構築費用、Wi-Fi 工事費、操作研修費用等、導入時にかかる費用など

・運用費用

保育業務支援システム利用料、MDM 利用料、タブレット端末利用料、保守費用等、定期的にかかる費用など

イ 留意事項

- ・提案上限額は、履行期間中における保育業務支援システムの導入及び運用・保守業務に係る費用の総額を対象としたものであり、提案価格は提案上限額を超えてはならない。
- ・提案上限額は、契約（予定）金額を示すものではなく、業務費用の最大規模を示すための上限額である。
- ・本業務は、各年度における予算が本市の議会において議決されることを前提とした執行となるものである。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本公告の日から提案採用者決定日までの間に、富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (3) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証するプライバシーマークの認証を受けていること。
- (5) 直近 2 年間において、保育所を運営する地方公共団体における保育業務支援システムの導入及び運用・保守業務の実績を有していること。

※ 上記の実績は、保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム（午睡チェックシステム等）の実績は含めない。また、運用実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

項目	期間等
実施要領公表	令和6年6月4日(火)
参加表明書等受付期限	令和6年6月19日(水)午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和6年6月28日(金)
質問受付期間	令和6年6月28日(金)から7月12日(金) 午後5時まで
質問回答公表	令和6年7月19日(金)
技術提案書等受付期限	令和6年8月2日(金)午後5時まで
審査(プレゼンテーション)	令和6年8月9日(金)
提案採用者決定 審査(プレゼンテーション)結果通知	令和6年8月19日(月)
契約締結	令和6年9月中旬

5 参加等に必要な書類の公表

本プロポーザルへの参加等に必要な書類は、令和6年6月4日(火)から富津市ホームページにて公表する。参加者は、様式を適宜ダウンロードして使用すること。

6 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書兼参加資格確認申請書(第3号様式)に、次のアからケまでの書類を各1部添付し、持参又は郵送(受付期限日6月19日午後5時まで必着)により保育課施設管理係まで提出すること。ただし、富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されている者については、添付書類アからカまでの提出は不要とする。なお、証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものとする。

ア 登記事項証明書等の契約能力を有することを証する書類(原本)

- ・履歴事項全部証明書(法務局発行)

イ 印鑑証明(原本)

- ・印鑑証明書(法務局発行)

ウ 使用印鑑届兼委任状(第1号様式)

エ 財務諸表(直近2年分の決算書)

オ 営業所等一覧(第2号様式。営業所等を有する場合のみ。)

カ 国税及び地方税に未納がないことの証明書(原本)

- ・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署発行)
- ・千葉県税の完納証明書(千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。県税事務所発行。)
- ・富津市税の納税証明書(富津市内に本店又は営業所等を有する場合のみ。富津市発行。)

キ ISO/IEC27001の資格証の写し又はプライバシーマーク登録証の写し

ク 保育業務支援システム導入・運用実績一覧表等

・「3 参加資格要件(5)」の実績内容を記載した一覧表(任意様式)及び当該内容を確認できる書類(契約書等)の写し

※「3 参加資格要件(5)」では、直近2年間の業務実績を有していることとしているが、「10 選定方法及び評価基準(3)」において導入実績を評価項目としているため、最大10件の実績内容を記載し、当該内容を確認できる書類(契約書等)を提出すること。

ケ 法人の概要が分かる書類(パンフレット等)

7 参加資格審査結果の通知

参加表明書等の提出者全員に対し、参加資格の審査結果を6月28日(金)に電子メールにより通知する。また併せて、参加資格を有すると認めた者には、当該通知にてプレゼンテーションの日程等について通知する。

8 質問及び回答

(1) 質問の受付

質問の受付は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和6年6月28日(金)から7月12日(金)午後5時まで

イ 提出方法

電子メールによる提出

ウ 提出先

富津市健康福祉部保育課施設管理係 担当：荒木

mb018@city.futtsu.chiba.jp

エ その他

電子メールの件名は「保育業務支援システム導入運用業務に係る公募型プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和6年7月19日(金)までに富津市ホームページへ掲載する。

9 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

次のアからキまでの書類を各8部(正本1部、副本7部)、持参又は郵送(令和6年8月2日(金)午後5時まで必着)により保育課施設管理係まで提出すること。

ア 技術提案書等提出届(第5号様式)

イ プレゼンテーション出席者一覧(任意様式)

プレゼンテーションへの出席(予定)者を記載すること。

ウ 要求機能確認表（第 11 号様式）

本市が要求するシステム機能に対する対応等を回答要領に従って記入すること。

エ 業務実施体制確認書（任意様式）

業務責任者及び担当者の氏名、業務内容等を記載すること。また、保育業務支援システムの導入及び運用・保守業務を実施する体制について記載すること。

オ 工程表（任意様式）

保育業務支援システムの導入から運用開始までのスケジュール等を記載すること。

カ 見積書（任意様式）

本業務に係る費用（税込）の見積書及び見積内訳書並びに積算根拠資料を提出すること。なお、費用は、導入費用と運用費用がそれぞれ分かるようにすること（月額も分かるようにすること）。また、積算根拠資料は、可能な範囲で詳細を記載したものとすること。

キ 技術提案書（任意様式）

本業務の目的達成に資する具体的な提案を記載すること。また、「10 選定方法及び評価基準(3)」の評価項目の内容を踏まえ、システムの機能や操作性等を具体的に記載すること。

(2) 提出書類の作成等に係る留意事項

ア 日本産業規格に定める A4 判の規格で作成すること。ただし、図版、チャート図等、A4 判に収めることが困難な場合は、A3 判での作成も可とする。

イ 言語は日本語、通貨は日本円とし、文字サイズは原則として 11 ポイント以上とする。

ウ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

エ 提出書類は、上記(1)に記載するアからキを順番に並べ、項目ごとにインデックスを付し、A4 判フラットファイルに綴ること。

オ 書類提出後の修正、差替え等は認めない。ただし、必要に応じて提出書類の補正や追加資料の提出を求める場合がある。

カ 仕様書の内容を十分に理解し、その要求内容を確実に実現でき、かつ、その履行が確実に担保できる提案内容とすること。

キ 仕様書に記載している事項以外に、本業務の目的を達成するための有効な方法や機能がある場合は、積極的に提案すること。ただし、提案した内容は、全て実現できることを約束したものとみなす。

10 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

提案者によるプレゼンテーションを実施する。日程等の詳細は、別途通知する。

(2) プレゼンテーションの概要

ア 実施日 令和 6 年 8 月 9 日（金）（予定）

イ 会場 富津市役所本庁舎（予定）

ウ 所要時間 60 分（プレゼンテーション 50 分・質疑応答 10 分）

エ 出席者数 1 提案者につき 5 名まで

オ その他

① プレゼンテーションは、非公開とする。

② モニター、HDMI ケーブル、延長コード及びマイクは、本市で用意する。その他に必要なもの（パソコン、インターネット環境等）は、提案者で用意すること。

③ 説明は、技術提案書等に沿ったものとする。また、機能の説明は、次の機能を中心に説明すること。

・ 児童の登園及び降園の管理に関する機能（登降園管理機能）

・ 保護者との連絡に関する機能（保護者連絡機能）

・ 保育に関する計画・記録に関する機能（帳票管理機能）

(3) 評価基準

評価項目は、別紙「保育業務支援システム導入運用業務に係る評価基準」のとおりとする。

11 審査方法等

(1) 技術提案書等の審査は、評価基準に基づく評価により、審査委員会が実施する。

(2) 評価の採点は、各審査委員が独立して行い、全審査委員の合計点が最も高い提案者を優先交渉権者とする。ただし、合計点が最低基準点（満点合計点の 6 割）未満となった場合は、優先交渉権者の選定は行わず、対象者なしとする。

(3) 合計点が最も高い提案者が複数ある場合は、審査委員会の協議により提案者の順位付けを行う。

(4) 提案者が 1 者の場合は、全審査委員の合計点が最低基準点以上であり、かつ、提案内容が総合的に満足できる水準に達していると審査委員会の協議により判断されれば、優先交渉権者として選定する。

(5) 審査の経緯及び結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

12 審査結果の通知

プレゼンテーションの参加者全員に対し、審査結果を 8 月 19 日（月）に電子メールにより通知する。

13 契約手続

(1) 優先交渉権者は、仕様書及び技術提案書等の記載事項を基に本市と協議し、業務内容、仕様等の協議が調ったときは、見積書を提出し、契約を締結する。

(2) 優先交渉権者と協議が調わない場合は、評価の得点が高いものから順に協議を行うものとする。ただし、評価の得点が最低基準点を下回る者を優先交渉権者とすることはできない。

(3) 優先交渉権は、契約締結結果を富津市ホームページに公表することにより消滅する。

14 結果の公表

契約締結後、次の事項を富津市ホームページにて公表する。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 履行期間
- (3) 提案採用者を特定した日
- (4) 提案採用者の名称及び所在地
- (5) 提案採用者とした理由
- (6) 上記のほか、必要と認める事項

15 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加辞退
参加表明書等の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和6年8月7日（水）午後5時までに辞退届（第9号様式）を保育課施設管理係まで提出すること。
- (2) 失格要件
本プロポーザルに参加する者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - ウ 本実施要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないとき。
 - エ 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (3) 申請等に要する費用
関係書類の作成・提出、プレゼンテーションへの参加等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出書類の取扱い
 - ア 提出書類は、返却しない。
 - イ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
 - ウ 提出書類及びその複製は、提案採用者の選定以外の用途で使用しない。
 - エ 提出された技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

16 担当

〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地
富津市健康福祉部保育課施設管理係 荒木
電 話：0439-32-1837
F A X：0439-80-1350
E-mail：mb018@city.futtsu.chiba.jp